

弁証法における主体の問題

——初期マルクスのヘーゲル批判——

富沢賢治

はじめに

社会科学における弁証法の有効性という問題は、アカデミックスな問題としてよりは、むしろ主としてアクチュアルな問題として、社会状況の変質期において、つねに社会運動をめぐる論争と密接に結びついて論じられてきた。ベルンシュタインの「修正主義」からおよそ半世紀を経た今日、この問題は再び国際的規模において論争の中心点をなしているように思われる。他方また戦後日本の思想史上、今日まで継続している論争に「主体性論」がある。これら二つの論争が交差する重要な交点の一つに唯物弁証法における主体をどう把握するかという問題がある。(これにはまた「主体」という日本語独自の用法にかんする特殊日本の問題が関連している。)

本稿は、弁証法における主体の問題を思想史の観点から明らかにするための一つの基礎的な前提作業として、初期マルクスのヘーゲル批判を検討することによって、弁証法における観念

論と唯物論とのトリアードの相違を特に主体の問題を中心にして明らかにしようとするものである。

(1) 論争は、種々の形態をとってあらわれているが、特に最近十年来著しくみられる。

一九五四年から五六年にかけては、東独 (Deutsche Zeitschrift für Philosophie 誌上) で「マルクス主義とヘーゲル哲学との関係について」というテーマで弁証法の問題が大々的に論じられた。(わが国での紹介としては、藤野渉「ヘーゲル哲学に対するマルクス主義の関係——東ドイツにおける討論について」『名大文学部研究論集』一八号、および大野精三郎「ヘーゲルと古典派経済学」『経済研究』八巻三号、参照。)

五五年から五八年にかけては、ソ連邦をはじめ東欧社会主義諸国において「社会主義下の矛盾」をめぐって戦後最大と称される大論争が展開された。(わが国での紹介としては、神利夫編『矛盾——論争と問題点』合同出版社、一九五九年、および田口寛治「『矛盾』について」『神戸大学文学会・研究』二七号、参照。)

五八年頃から今日にいたるまで、中国では、学界だけではなく大衆的規模においても、弁証法の問題が主要な論点をなしている。(六三年までの事情については、新島淳良「中国現代哲学と中ソ論争」『中央公論』一九六三年十二月号、参照。六四年以後、今日にいたるまでも、たとえば『哲学研究』に掲載された論文の大半が楊献珍の「合二而

「一の弁証法解釈にたいする批判であるところからみて、弁証法論争が依然激しく継続されていることが推測される。わが国での紹介としては、岩崎允胤『一分為二』と『合二而一』をめぐる中国における最近の論争について『唯物論研究』二二号、参照。」

なお、フランスにおける弁証法論争については、半田秀男「ヘーゲルとマルクス」『唯物論研究』一八号、アメリカにおける弁証法研究については、花田圭介「アメリカの弁証法研究プラン」『唯物論研究』三号、参照。

(2) 論点と関係文献については、梅本克己『人間論——マルクス主義における人間の問題』三一書房、一九六二年、第三章、および梅本克己「唯物論における主体性の問題——今日の時点で何が残されているか——」『思想』一九六四年三月号、参照。

(3) 沢田允茂『「主体性」の概念の混乱と哲学理論』『思想』一九六四年十一月号、参照。

(4) マルクスのヘーゲル批判として主要なものは『ヘーゲル国法論批判』(一八四三年)と『経済学・哲学草稿』(一八四四年)である。そのうちヘーゲル哲学一般、特にその弁証法を対象として批判しているのは後者である。本稿の目的にとってさしあたり重要な意味を持つのは弁証法批判の問題である。したがって、本稿は『経済学・哲学草稿』におけるマルクスのヘーゲル弁証法批判を分析することを主要な作業とし、『ヘーゲル国法論批判』は必要なかぎり援

用するにとどめる。

マルクスはヘーゲル哲学一般を次のように特徴づけている。

ヘーゲルの哲学体系の全体は、「哲学的精神の拡張されたもの、その自己対象化にほかならない。」すなわち、「ヘーゲルがたとえば富とか国家権力などを、人間的な本質にとって疎外された存在としてとらえる場合、これはいつでもただそれらの思想形式のなかでおこなわれるにすぎない。……それらは思想のなかの存在(Gedankenwesen)である。」それゆえヘーゲルの場合、疎外とは、「抽象的思惟と感性的現実性との思想そのものの内部での対立」を意味するにすぎず、「諸対象になった人間の本質諸力を獲得するということは……意識のなかで……それらを獲得するというにすぎず、これらの諸対象を思想および思想の運動として獲得するというにすぎない。」このようにしてヘーゲル哲学においては、「対象はただ抽象的意識としてのみ現われ、人間はただ自己意識としてのみ現われる。それゆえ登場してくる疎外のいろいろな異なった形態は、ただ意識や自己意識のいろいろな形態であるにすぎない。」その結果、成果として現われてくるのは、「絶対知」であり、「もはや外へではなく、やはりただ自分自身のなかだけへと進んでゆく抽象的思惟の運動」である。約言すれば、ヘーゲルの弁証法は「純粹思想の弁証法」(die Dialektik des reinen Gedankens)にほかならない。

以上がマルクスによるヘーゲル弁証法一般にたいする性格づけであるが、つぎに彼はさらに詳細にヘーゲル弁証法のトリアードに立入ってそれを次のように分析している。

第一に主体について。ヘーゲルにあっては、「現実的な人間が……そのまま主体にされるのではなく、ただ人間の抽象態、自己意識だけが主体とされる……」⁽⁶⁾。

第二に客体について。ヘーゲル弁証法においては、主体である自己意識の外化が客体である「物性」(Dingeheit)を指定することになる。ただし、自己意識の外化は、「物性すなわち抽象的な物」を指定することはできるが、「現実的な物」はけっして指定することはできない。それゆえ「物性」は、「自己意識にたいして自立的なものでも本質的なものでもなく、一つのたんなる被造物であり、自己意識によって指定されたもの」にすぎないという性質を持つ⁽⁷⁾。

第三に疎外の場合について。ヘーゲル弁証法においては、主体である自己意識にとって疎外における障害となるものは、「対象の特定の性質」ではなく、その「対象的な性質」である⁽⁸⁾とされる。それゆえ、疎外された対象の本質をわがものとする獲得にさいして重要なことは、対象の特定の性質を揚棄することではなくして、対象の对象的であるという性質を揚棄すること、すなわち「対象性の揚棄」である。そしてこの対象性の揚棄は、「意識の唯一の行為」である「知る」と「(das Wissen)を媒介としてなされるのである」。

このようなヘーゲル弁証法のトリアードにたいしてマルクス

は次のように批判している。

「意識、自己意識は、その他在、そのもののうちにある自己のものとある」というヘーゲルの思想には、「意識が……直接に意識自身の他者……であると詐称していることが含まれている。」すなわち、ヘーゲルにあっては、そもそのものはじめから客体を越えてそれを潜在的に内包する絶対的な主体が予想されているのである。それゆえ、ヘーゲル弁証法には、客体自身の持つ特定の独自の性質を主体のために揚棄しようとする客体変革の論理が欠けることになる。このようにして、「ヘーゲルは宗教や国家などにたいして妥協していること」になる。ヘーゲルにあっては、「自己意識を持つ人間は、精神的世界を……自己外化として認識し揚棄していたのであるが、そのかぎりにおいてな彼は、この世界をこの外化された形態で再び確認し、自分の真の現存だとし、この世界を再建し、その他在、そのもののうちにある自己のものとあると称する。……ここにヘーゲルのいつわりの実証主義、あるいは彼の見かけだけの批判主義の根源があるのだ。……理性は……非理性において自己のもとにあるわけだ。法や政治などのなかで疎外された生活を営んでいることを認識した人間は、こうした疎外された生活そのものにおいて、彼の真の人間的生活を営むことになる。したがって、自己自身と矛盾しながらの、知識とも対象の本質とも矛盾しながらの自己肯定、自己確認が、真の知識であり生活であるというわけだ。」別言すれば、「ヘーゲルにおいては、否定の否定は、まさに仮象存在を否定することによる真の存在の確

証ではなく……仮象存在を、人間の外に住みそして人間から独立している対象的存在としては否認し、それを主体へと転化することである。⁽¹²⁾「このようにして、『思惟の上での揚棄なるものは、その対象を現実のなかにほうっておきながら、対象を現実的に克服してしまったと信じこむのである。』」⁽¹³⁾ところでこのような揚棄を可能にする主体とはそもそも何であるのか。ここで再びヘーゲル弁証法における主体が問題とされるをえなう。自己を絶対的な自己意識として知っている主体は、「神、絶対精神、自己を知りつつ実証する理念」である。それは、「客体を越えて包みこんでいる主体性 (über das Objekt übergriffende Subjektivität)」、一つの過程としての絶対的な主体、すなわち自己を外化し、そして外在態から自己へと還帰するが、しかしそのさい同時に外在態を自己のうちに取りもどす主体としての絶対的な主体、しかもまたそういう過程としての主体である。要するに、ヘーゲルの弁証法は、絶対的な主体が「自己のなかでの純粹な休みなき循環」をくりかえしていることの論理化にはかならない。⁽¹⁴⁾

このようにヘーゲル弁証法は、そのトリアーデの構造、特に主体の論理構造からいって客体変革の論理を欠くことになる。これにたいしてマルクスは、客体変革の必要性を強調して、宗教を例にとつて、次のように述べている。「もし私が宗教を外化された人間的な自己意識であると知るならば……そのとき私は……宗教において私の自己意識が確認されているのではなく、私の外化された自己意識がそこで確認されているのだとい

うことを知るのである。したがってその場合、私は……私の自己意識が宗教においてではなく、むしろ破棄され揚棄された宗教において確認されているのを知るのである。⁽¹⁵⁾」マルクスのこのような客体変革の論理はどこにその根拠を持つのであろうか。

- (1) K. Marx: Ökonomisch-philosophische Manuskripte, in: Karl Marx Frühe Schriften, I, hrsg. von H.-J. Lieber u. P. Futh, Cotta Verlag, Stuttgart 1962, S. 642. 城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』岩波文庫、一九五頁。(以下、原文は他版との異同に詳しいCotta版を使用。訳文は解釈の相違により必ずしも岩波版による。)なう。

- (2) *ibid.*, SS. 642—3. 邦訳、同上書、一九六頁。
 (3) *ibid.*, S. 643. 邦訳、同上書、一九六頁。
 (4) *ibid.*, SS. 643—4. 邦訳、同上書、一九七頁。
 (5) *ibid.*, S. 645. 邦訳、同上書、一九八頁。
 (6) *ibid.*, S. 649. 邦訳、同上書、二〇四頁。
 (7) *ibid.*, S. 649. 邦訳、同上書、二〇四頁。
 (8) *ibid.*, S. 653. 邦訳、同上書、二〇九—二一〇頁。
 (9) *ibid.*, S. 654. 邦訳、同上書、二一一頁。
 (10) *ibid.*, S. 655. 邦訳、同上書、二一二頁。
 (11) *ibid.*, SS. 654—5. 邦訳、同上書、二一二頁。
 (12) *ibid.*, S. 655. 邦訳、同上書、二二三頁。
 (13) *ibid.*, S. 657. 邦訳、同上書、二二五頁。

(14) *ibid.*, S. 659. 邦訳、同上書、二一八頁。

(15) *ibid.*, S. 655. 邦訳、同上書、二二一—三頁。

二

マルクスの客体変革の論理は、彼の弁証法のトリアーデがヘーゲルのそれと根本的に異なるところに由来する。以下はマルクスの弁証法のトリアーデの分析である。

第一に主体について。マルクスの弁証法における主体は、自己意識ではなくして、「現実的な人間」そのものである。マルクスは主体としての人間について次のように説明している。まず第一に、「人間は直接的には自然存在である」⁽¹⁾。第二に、「人間は……自然的な諸力を、生命諸力をそなえており、一つの活動的な自然存在である」⁽²⁾。第三に、「人間は自然的な肉体的な感性的な対象的な存在として、動物や植物がそうであるように、一つの受苦している、制約をうけ制限されている存在である。すなわち、人間の衝動の諸対象は、彼の外部に、彼から独立している諸対象として実在している。にもかかわらず、これらの対象は、人間の欲求の対象であって、彼の本質諸力が活動し自己を確認するために欠くことのできない本質的な諸対象である」⁽³⁾。なぜならば、「人間は、ただ自然存在であるばかりではなく、人間的な自然存在である。すなわち、人間は自己自身にたいして対目的にあるところの存在 (für sich selbst seiendes Wesen) であり、それゆえ類的存在 (Gattungswesen) であって、人間は、その有においても、その知識においても、自己をその

ような存在として確認し、そのような存在としての実を示さなければならぬ。したがって、人間的な諸対象は、直接にあたえられたままの自然諸対象ではないし、人間の感覚は、それが直接にあるがままで、つまり対象的にあるがままで、人間性感性、人間の対象性であるのではない。自然は——客体的にも主体的にも、直接に人間の本質に適合するように存在してはいない」⁽⁴⁾。それゆえ人間は直接にあたえられたままの自然諸対象を人間的な諸対象に変革しようとする活動をしないかぎり人間であることができない。ここから人間の第四の規定がでてくる。「対象的な感性的な存在としての人間は、一つの受苦的 (leidend) な存在であり、自分の苦悩 (Leiden) を感受する存在であるから、一つの情熱的 (leidenschaftlich) な存在である。情熱、激情 (Passion) は、自分の対象にむかってエネルギーに努力をかたむける人間の本質力である」⁽⁵⁾。このようにしてマルクスの弁証法における主体は、自分の対象にむかってエネルギーに努力をかたむける情熱的な存在である「現実的な人間」である、ということになる。

第二に客体について。マルクスの弁証法における客体は、「人間の外部に、彼から独立している諸対象」「現実的な感性的な諸対象」である。それらは、「現実的な物」「現実的な自然的な諸対象」として、人間にたいして「現実的な対象の世界」……「強大な対象の世界」を形成している。

主体と客体との関係は次のように説明される。「……現実的で肉体を持った人間が、彼の現実的で対象的な本質諸力を自分

の外化を通じて疎遠な諸対象として措定¹²するとしても、この措定が主体であるわけではない。この措定するということが対象的な本質諸力の持つ主体性であり、したがってこれら本質諸力の活動もまた一つの対象的なものであらざるをえない。……対象的な本質は、諸対象によって措定されているからこそ、その生まれからいえば自然であるからこそ、諸対象を創造し措定するのである。したがって、対象的な本質は、措定するという行為においてその『純粹活動』から対象の創造へとはいりこむのではなくて、その対象的生産物がもたらされる対象的な活動を、一つの対象的な自然的本質の活動としてのその活動を、確認するのである。¹³」マルクスは、このような主体—客体関係を、客体を主体の外化とだけみならず觀念論とも、また主体にたいする客体の一方的規定作用だけを強調する唯物論とも異なる、むしろ「両者を統一する真理」である¹⁴とみなし、それを「貫徹された自然主義あるいは人間主義」とよび、このような「自然主義だけが世界史の行為を概念的に把握する能力を持つ¹⁵」と評価している。

第三に疎外の場合について。マルクスの弁証法における疎外の場合とは、「人間が対象的世界の疎外された規定を破壊し、対象的世界をその疎外された現存において揚棄することによって、現実的にその対象の本質を獲得する¹⁶」ことを意味する。それは「仮象存在を否定することによる真の存在の確認¹⁷」でもある。「疎外はどうでもよいような疎遠性から現実的な敵対的疎外にまで進まざるをえない……」¹⁸」マルクスの弁証法において

問題とされるのはつねに現実的な対立関係である。ヘーゲルは、『法の哲学』において試みているように、現実的な対立関係をも媒介によって統一させてしまう。これにたいして、マルクスは、ヘーゲルを批判して、現実的な対立関係は媒介によって統一されることはない¹⁹と主張する。「現実の対立はきつぱりしたものである。……これらの対立を極にまでおしすすめることは……闘争の結着をつけるために対立を燃えあがらせることに、ほかならない。」²⁰「現実の両極は、相互に媒介されることはできない。なぜなら、それらは、まさに現実的な両極であるからである。しかしまた、それらはなんの媒介も必要としないのである。なぜなら、それらは対立する本質だからである。それらは、相互になんの共通のものも持っていないし、相互に引かれあうこともないし、補いあうこともない。一方は、自己のふところのなかに他方にたいする憧れも、欲求も、期待も持っていないのである。」²¹このようにしてマルクスの弁証法においては、主体と客体とは、主体による客体の変革なしには、決して統一されることはない²²とされる。そしてこの主体による客体の変革という論理は、ヘーゲル哲学におけるように論理的概念がいたるところで再認識される²³ということを要求するものではなく、かえって、「独自の対象についての独自の論理²⁴」を把握することを要求するのである。

(1) *ibid.*, S. 650. 邦訳、同上書、二〇六頁。

(2) *ibid.*, S. 650. 邦訳、同上書、二〇六頁。

(3) *ibid.*, S. 650. 邦訳、同上書、二〇六頁。

- (4) *ibid.*, S. 625. 邦訳、同上書、二〇八頁。
- (5) *ibid.*, SS. 651—2. 邦訳、同上書、二〇八頁。
- (6) *ibid.*, S. 649. 邦訳、同上書、二〇四頁。
- (7) *ibid.*, SS. 649—650. 邦訳、同上書、二〇五頁。
- (8) *ibid.*, S. 650. 邦訳、同上書、二〇五頁。
- (9) *ibid.*, S. 657. 邦訳、同上書、二一六頁。
- (10) *ibid.*, S. 655. 邦訳、同上書、二一三頁。
- (11) *ibid.*, S. 653. 邦訳、同上書、二〇九頁。
- (12) K. Marx: Kritik des Hegelschen Staatsrechts, in: Marx-Engels Werke, Bd. I, Berlin 1961, S. 293. 『マルクス・エンゲルス全集』第一巻、大月書店、一九五九年、三三一頁。
- (13) *ibid.*, S. 292. 邦訳、同上書、三二九—三三〇頁。
- (14) *ibid.*, S. 296. 邦訳、同上書、三三三頁。

まとめ

以上の論述から明らかなように、マルクスがヘーゲルの弁証法を批判するさいに主要な分析対象としたのは、第一に、主体の問題であり、第二に、客体の問題であり、第三に、疎外の揚棄の問題である。

ヘーゲル弁証法のトリアードにおいては、主体は「自己意識」、客体は「自己意識の外在態」であるとされる。それゆえ、疎外の揚棄にさいしては、主体にたいする客体の「対象的な性質」が問題とされ、対象性の揚棄は「精神的労働」である。「知

ること」によってなされる。それは「思惟された存在」の「思惟の上での揚棄」にすぎない。ヘーゲル弁証法は「抽象の自己内循環行為」の論理化であり、「純粹思想の弁証法」にはかならない。

マルクスの弁証法のトリアードにおいては主体は現実の人間（社会や世界や自然のなかで目や耳などをそなえて生きている人間的で自然的な主体としての人間⁽²⁾）であるとされ、客体は「現実的な自然」（人間や社会を含む）であるとされる。それゆえ、疎外の揚棄にさいしては、「対象の特定の性質」あるいは「独自の対象についての独自の論理」が問題とされる。そして疎外の揚棄は、「人間が対象的世界の疎外された規定を破棄し、対象的世界をその疎外された現存において揚棄することによって、現実的にその対象の本質を獲得する」ことによってなされる。このようにマルクスの弁証法における活動主体は、自分の対象にむかってエネルギーに努力をかたむける一つ的情熱的な存在としての人間、主体としての人間である。それゆえ、対立物の統一の過程も、対立物の自己発展による統一の過程ではなく、まずなによりも主体である人間が現実の客体に働きかけ、それを克服する過程であるとされる。そしてこのことは、客体そのものの持つ論理をより厳密に究明することを要求する。「独自の対象についての独自の論理」、「事物の論理」、Sachlichkeit⁽³⁾をどこまでも追求する透徹した頭脳が要求される。そしてその冷えた頭脳に熱い血潮を送りこむ心臓が人間的情熱性であり主体性であるとされるのである。ヘーゲルの弁証

法を「純粹思想の弁証法」とよぶるならば、マルクスの弁証法は、人間の主体的活動の弁証法とでもよぶるのではなからうか。

弁証法における主体の問題は、以上のような論理構造のうちに正しく位置づけられて、考察されるべきであらう。

(1) K. Marx: *Ökonomisch-philosophische Manuskripte*, op. cit., S. 662. 邦訳、前掲書、二二二頁。

(2) *ibid.*, S. 662. 邦訳、同上書、二二二頁。

(3) K. Marx: *Kritik des Hegelschen Staatsrechts*, op. cit., S. 216. 邦訳、前掲書、二四八頁。

(4) 「主体」という語の用法について私見を述べておきた。Subject という語は、主観（認識の立場から）、実体（存在の立場から）、主語（言語の立場から）、主体（行為の立場から）などの意味内容を含む多義的な語であるといわれている。（沢田允茂、前掲論文、二三頁、参照）「主体」という語は Subject という語の持つ一側面をあらわす日

本語特有の語である。それゆえ、それは当然日本語独自の限定された用法を持つべきである。その用法を明確に限定せずに「主体」という語がしばしば無原則に Subject という語の持つ他の意味内容と混同して用いられることがある。たとえば、資本、生産力、資本主義社会などが主体であるというように用いられるときがある。なるほどそれらは実体概念、理論的概念であり、それゆえ Subject ではありうる。しかし「主体」でありうるのだろうか。最も厳密な意味において目的意識と意志と情熱とを持って活動する「主体的な」存在は人間（人間集団、階級等を含む）だけである。真の主体は人間であり、他のなにものでもない。「主体」という語を人間以外のものに転用することは、人間の主体的活動の意味をあいまいにする「主体」概念の神秘化でしかありえないのではなからうか。教示を乞いたい点である。

（一橋大学大学院学生）